

# 吉川市ロケーション撮影協力施設等登録要項

## 1 趣旨

市民の郷土への愛着心の向上や市の魅力発信を目的とし、市内での映画やテレビ番組などの撮影支援の実施にあたって、ロケーション撮影等の受け入れに協力できる施設等を募集し登録します。

## 2 登録の対象となる施設等

建物や土地などで、映画やテレビ番組などの撮影の場所として提供が可能なもの（その他、控室やメイク場所等として使用される場合もあります。）

## 3 登録の条件

- (1) 所在地が吉川市内であること。
- (2) 申込者は、施設等の所有者、または、所有者に申込の許可を得ている管理者もしくは使用者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない施設であること。
  - ①市の信用または品位を害する恐れがあるもの
  - ②公序良俗に反する、または反する恐れがあるもの
  - ③法令等に違反するもの、またはその恐れがあるもの
  - ④宗教的または政治的活動を目的とするもの
  - ⑤その他撮影にあたって、適当でないと認められるもの

## 4 登録の方法

「吉川市ロケーション撮影協力施設等登録申込書」に必要事項を記入し、写真データ（外観、各部屋の内観、設備等）を添付のうえ、吉川市政策室広聴広報担当まで、メール、郵送または直接提出して下さい。

## 5 登録した情報の活用

- (1) 市ホームページに掲載するほか、窓口等で一般の閲覧に供します。（個人情報を除く。）

- (2) 映画やテレビ番組などの撮影者からロケーションに関する相談があった場合、希望する内容を確認し、登録されている施設等から条件に合う施設等を紹介します。
- (3) 撮影者から施設等の使用の希望があった場合、市から登録者へ連絡します。なお、撮影の詳細な内容については撮影者と登録者で協議するものとします。
- (4) 登録した内容は、撮影支援以外の目的では使用しません。ただし、撮影支援実施における周知のための広報物に掲載する場合があります。

## 6 注意事項

登録にあたっては、次の事項をご了承下さい。

- (1) 使用料その他の受け入れ条件等については、撮影者と登録者で直接調整するものとします。
- (2) この登録によって、撮影を約束するものではありません。紹介を行っても実際の撮影に至らない場合や、撮影されたシーンが使用されない場合があります。
- (3) ロケーションハンティングや撮影の際には、原則登録者が立ち会いを行って下さい。また、撮影時には市が立ち会う場合があります。
- (4) 撮影に関して生じた事故・損失等について市は責任を負いません。
- (5) 撮影者の許可なく、撮影に関する情報を他言したり、SNSやホームページ等で公開することは禁止します。
- (6) 撮影者から依頼があった場合のみ、登録者へ企画や撮影に関する内容をお知らせします。それ以外の市内での撮影の有無や、他の企画や撮影に関する問い合わせについては、お答えしかねます。
- (7) 撮影者から登録者へ直接、ロケーション撮影受け入れの問い合わせがあった場合は、可能な限り市へご報告下さい。
- (8) 登録の解除や内容に変更がある場合は、政策室広聴広報担当までメール、郵送または直接ご連絡下さい。
- (9) 登録内容に虚偽があった場合は、登録を解除します。また、それにより生じた損害等については、虚偽の申込をした者が責任を負うものとします。